4月から国民年金保険料が 改正されます

住民課 内線326

国民年金保険料が改正され、平成19年4月から平成20年3月まで の保険料は、月額14,100円となります。

4月上旬に、「国民年金保険料納付案内書(納付書)」が社会保 険庁から送付されます。1年分または、半年分(上期分)をまとめ て5月1日までに納付されると、割引がありお得です。送付された 前納用の納付書をお使いになり、納付してください。

6月まで全額免除・若年者納付猶予の承認を受けている方には、 4月に納付書は送付されず、7月に7月分から翌年3月分の定額保 険料の納付書が送付されます。

また、6月まで一部納付の承認を受けている方は、4月に4月分 ~6月分の一部納付額の納付書が送られ、7月に7月分から翌年3 月分の定額保険料の納付書が送付されます。

年金受給に関する制度が以下のように改正されます。

- ・4月以降に離婚したとき、婚姻期間中の厚生年金の納付記録を夫 婦で合意した割合に分割できます。
- ・4月以降に65歳に到達する方について、老齢厚生年金を繰下げて受給できるようになります。
- ・「60歳代後半の在職老齢年金制度」が70歳以上の在職者の方についても適用されます。
- ・遺族年金制度の見直しがあります。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」または小田原社会保険事務所へお問い合わせください。

【問合せ・照会】

ねんきんダイヤル(年金被保険者) **2**30570-05-1165 ねんきんダイヤル(年金を受給している方)☎0570-07-1165 小田原社会保険事務所 ☎22-1391(代)

~ 国民健康保険の加入・脱退を 忘れていませんか?~

住民課 内線325~327

4月は就職など異動の多い時期です。 就職先で社会保険に加入した場合また は新たに国民健康保険に加入する場合 は、加入・喪失手続きを忘れずにお願 いいたします。

【国民健康保険に加入するとき】

退職の際に、会社から発行される「資 格喪失証明書」などと印鑑を持参のう え、住民課窓口へお越しください。

【社会保険等に加入したとき】

会社から発行された社会保険等の「被 保険者証」または「社会保険資格取得 証明書」と印鑑を持参のうえ、住民課 窓口へお越しください。



3月31日から下水道処理区域が広がりました 下水道課

3月31日から次の区域で公共下水道に接続できるようになりました。

・宮 上 孫込下 733番地付近の一部 ・鍛冶屋 宮の森 719番地付近の一部 ・鍛冶屋 嵯峨沢 572番地付近の一部 ・吉 浜 白沼田 1902番地付近の一部

・吉 浜 下長窪 120番地付近の一部



おまたせしました

今回の告示により供用開始になる方には、町から供用開始のおしらせを発送しますのでお早めに下水道へ接続して いただきますようお願いします。また、接続については助成金制度等があります。詳しくは下水道課へお問い合せく ださい。